

第8編 住民／第2章 住民施設
奈良市保健所・教育総合センター条例

制定: 平成22年12月16日条例第50号

令和7年12月3日 時点 基準日

平成23年4月1日 施行

平成22年12月16日条例第50号

改正沿革

同じ分野の例規

目次

施行沿革



□ 題名等

□ 本則

■ □ 第1章 総則

□ 1条(目的及び設置)

□ 2条(名称及び位置)

□ 3条(施設構成)

□ 4条(施設の管理)

■ □ 第2章 保健所

□ 5条(保健所)

■ □ 第3章 保健センター

□ 6条(保健センター)

■ □ 第4章 教育センター

□ 7条(教育センター)

■ □ 第5章 駐車場

□ 8条(機能)

□ 9条(利用できる自動車)

□ 10条(駐車料金)

□ 11条(駐車料金の不徴収)

□ 12条(駐車料金の還付)

□ 13条(行為の禁止)

□ 14条(損害賠償)

○奈良市保健所・教育総合センター条例

平成22年12月16日条例第50号

奈良市保健所・教育総合センター条例

第1章 総則

(目的及び設置)

第1条 市民の健康の保持及び増進並びに教育の充実及び振興を図り、もって市民の福祉と教育の向上に資するため、奈良市保健所・教育総合センター(以下「総合センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 総合センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
奈良市保健所・教育総合センター	奈良市三条本町13番1号

(施設構成)

第3条 総合センターは、次に掲げる施設で構成する。

- (1) 保健所
- (2) 保健センター
- (3) 教育センター
- (4) 駐車場

(施設の管理)

第4条 総合センターは、その設置の目的に従い、それぞれの施設の連絡調整を密にし、総合的に管理されなければならない。

第2章 保健所

(保健所)

第5条 保健所(奈良市保健所条例(平成13年奈良市条例第46号)第2条に規定する奈良市保健所をいう。)の管理については、この条例に定めるもののほか、規則の定めるところによる。

第3章 保健センター

(保健センター)

第6条 保健センター(奈良市保健センター条例(昭和55年奈良市条例第7号)第2条に規定する奈良市中央保健センターをいう。)の管理については、この条例に定めるもののほか、規則の定めるところによる。

第4章 教育センター

昭和 51 年 9 月 7 日 第三種郵便物認可

令和 4 年 3 月 25 日発行（毎月 6 回 1、5、11、15、21、25 日発行）OTK 通巻第 5572 号

OTK

No. 63 R4. 3. 25

きすゞよ

題字は故上田繁潔氏元奈良県知事によるものです。



(奈良市 般若寺の石仏)

特定非営利活動法人 奈良難病連

〒 630-8001 奈良市法華寺町 265-8

白樺ハイツ大宮 II 106

TEL・FAX/0742-35-6707

E-mail/nara_nanbyouren@kcn.jp

URL:<https://narananbyouren.jimdofree.com/>

奈良市への要望と回答

要 望 書 (12月17日要望書提出)

平素より、奈良市の難病・長期慢性疾患患者の医療保健福祉の充実にむけて、ご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

「難病の患者に対する医療費などに関する法律」「児童福祉法の一部改正」により、県の努力義務規定とされた事項、「障害者総合支援法の一部改正」の体制の充実にむけ、以下の事項を要望いたします。要望に対する回答を文書にて令和4年1月末日までにご返答くださいよう、重ねてお願い申し上げます。

1. 総合的な医療体制強化について

指定難病患者及び長期慢性疾患患者、小児慢性疾患患者は県内での診察が難しく、県外の病院へ通院の方も多くおられます。その際は、合併症や続発症に対応できるよう、また、日常診療において、他科との連携がとれる総合的な医療体制を構築してください。また、奈良市独自の医療機関のネットワークづくりや相談窓口をすでに進行中であれば進捗についてお知らせ下さい。

(回答)

昨年度と同様ですが、指定難病及び長期慢性疾患、小児慢性疾患の患者の総合的な医療体制の構築については、奈良県が奈良県難病医療提供体制整備事業において実施しておりますので、引き続き県と連携を密に図ってまいります。(健康医療部 保健予防課)

2. 視覚障害者への郵便物対応について

2019年以来要望しています、視覚障害者への郵便物について、本人が希望すればすべての障害者への郵便物の表書きに点字シールを貼って頂きたいとお願いしておりましたが、その後の進捗についてお知らせ下さい。

(回答)

庁内で情報を共有する掲示板を通じ、障がい福祉課に点字シールの用意があり必要に応じて活用するよう、呼びかけています。今後とも庁内での周知に努めています。(福祉部 障がい福祉課)

3. 奈良県難病相談支援センターについて

奈良県難病相談支援センターは、県の所轄する部署であります。県全域に住まいする難病患者や家族の相談窓口であります。難病患者にとって身近なところで気軽に利用しやすいセンターであるよう難病患者が利用しやすい場所に設置していただくように県と共に検討しているところですが、設置場所についても奈良市に空いている場所がありましたらご協力ください。

(回答)

昨年度と同様ですが、奈良県難病相談支援センターは、奈良県の所管する機関であることから、難病患者にとって利用しやすい場所を総合的に県が判断されるものと認識しております。(健康医療部 保健予防課)